

学びたい気持ちを応援

## 紀宝町奨学生を募集します



町では、能力があるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校などの修学が困難な方に対し、令和3年度紀宝町奨学金を支給します。

返還が不要な給付型の奨学金ですので、応募資格に該当する方は、ぜひ申請してください。

### 【応募資格】

本人または、生計を同一にする家族が紀宝町に住所を有し、高等学校に在籍されている方  
※高等専門学校に在籍する方は、第3学年終了までを支給対象とします。

### 【奨学金の支給額】

年額 60,000 円以内  
※給付型のため、返還の必要はありません。

### 【募集期間】

3月18日（月）～4月30日（金）

### 【募集人員】

新1年生3名以内、新2年生2名以内、新3年生2名以内

### 【申請の手続き】

町教育委員会および町内中学校に備え付けている奨学金支給申請書に必要事項をご記入のうえ、その他必要書類と合わせて提出してください。

### 【結果の通知】

町教育委員会において選考を行い、結果を本人に通知します。

▶申し込みなど詳しくは、町教育委員会教育課（☎33-0341）までお問い合わせください。

お支払いの手間や納め忘れが解消されます

## 町税などの納付は便利で安心な口座振替で



町では、町税などのお支払いに、指定の口座から自動的に引き落としされる「口座振替」を推進しています。お支払いの手間や納め忘れを解消するために、便利で安心、確実な口座振替をぜひご利用ください。

### 【対象科目】

**税務住民課**：町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税  
**福祉課**：保育料、保育給食費、後期高齢者医療保険料  
**環境衛生課**：水道料、浄化槽使用料

### 【届け出に必要なもの】

- 口座の通帳
- 通帳届出印

### 【口座振替可能な金融機関】

百五銀行・第三銀行・新宮信用金庫・紀陽銀行・伊勢農協・郵便局・近畿労働金庫（水道料のみ）

### 【受付窓口】

口座振替可能な金融機関の窓口、および役場各担当窓口

### 【注意点】

- 口座振替の届出から登録が完了するまでに1か月程度必要です。
- 残高不足などで口座振替ができなかった場合は納付書にてお支払いください。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）、福祉課（☎33-0339）、環境衛生課（☎33-0343）までお問い合わせください。

一緒に田舎の魅力を発信しませんか

## 「紀宝町げんき塾」のメンバーを募集

町では、紀宝町を元気にしたいと願う若者を対象に、「紀宝町げんき塾」を開講し、「まちの賑わい」をテーマに、会議やグループワークを重ねています。

来年度は、この地域ならではの体験や田舎の魅力を自分たちで体験し動画などで発信していく予定で、一緒に活動してくれるメンバーを募集します。楽しく塾生として活動してみませんか。みなさまのご参加をお待ちしています。

**【対象】** 町内に在住または勤務する、20歳以上50歳以下の方

**【活動期間】** 4月から令和4年3月末まで  
※月1回程度開催予定

**【参加費】** 無料 ※報酬の支給はありません。

**【申込期限】** 3月26日（金）

▶申し込み方法など詳しくは、今月号の折り込みチラシをご覧ください。役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

業務効率化のため3月31日をもって

## 町民バスに設置の文書箱を廃止

町では、町民バスに設置している役場行き文書箱を、利用件数が少ないことから業務効率化を図るため、3月31日をもって廃止します。

相野谷診療所、まなびの郷に設置している役場行き文書箱は引き続きご利用できます。

また、移動支所にて各種提出書類の受け付け業

務を行っていますので、お気軽にご利用ください。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。



軽自動車税は4月1日時点の状況で課税します

## 軽自動車などの廃車、名義変更手続きはお早めに

軽自動車税は毎年4月1日の時点で登録がある軽自動車などを対象に1年分の税金を課税します。所有している軽自動車を「今後使用しない」、「盗難された」、「他の人に譲った」などの場合には、3月末までに廃車または名義変更の手続きをしておかないと、課税の対象となりますので、ご注意ください。

車両区分別の手続き場所は右表のとおりです。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

### 軽自動車などの問い合わせ先

車両区分	問い合わせ先
• 原動機付自転車 125cc以下、ミニカー	役場税務住民課 紀宝町鶴殿324番地 (☎0735-33-0337)
• 小型特殊自動車	三重県紀南自家用自動車協会 御浜町阿田和4926番地5 (☎05979-2-1404)

※手続きに必要なものは、問い合わせ先へご確認ください。